

公の施設の名称	使用料の名称	区分	単位	金額	備考	
大洲総合運動公園	公園施設の設置に係る使用料		1年1平方メートル	1,000円	1 1年の単位で示したのものについて、占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、1月の単位で示したものについて、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。 2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。	
	公園施設の管理に係る使用料		1年1平方メートル	3,150円		
	公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱		1年1本		1,350円
		電話柱(電柱であるものを除く)		電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に定める額		
		その他の柱類		1年1本		500円
		電線その他これに類するもの		1年1メートル		100円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1年1平方メートル		1,000円
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの			200円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1年1メートル		500円
			外径が1メートル以上のもの			1,000円
		郵便差出箱		1年1平方メートル		1,000円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1日1平方メートル		10円
	その他のもの	地下に設けられるもの	1年1平方メートル	500円		
		地上に設けられるもの	1月1平方メートル	100円		
	大分県都市公園条例(昭和53年大分県条例第20号)第2条第1項の行為に係る使用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為		1件1日		190円
		業として行う撮影	写真	1日		190円
			映画	1日		8,300円
		広告物の表示	スコアボード設備によるもの	1件1日		54,700円
その他のもの			1日1平方メートル	2,400円		